

中小企業海外市場開拓支援事業実施要綱

制 定 平成30年4月1日
最近改正 令和3年4月1日

(目的)

第1条 この要綱は、公益財団法人横浜企業経営支援財団（以下「財団」という。）が行う、定款第4条第1号から第4号に規定する事業のうち、中小企業海外市場開拓支援事業による支援対象事業者を選定する手続を定め、市内中小企業の海外市場開拓を支援することにより、市内経済の活性化に資することを目的とする。

(申請者の要件)

第2条 支援対象事業者の申請ができる者は、次の各号に掲げる条件をすべて満たす者とする。

- (1) 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に定める中小企業者であって、横浜市内に本社を有し、原則として市内で引き続き1年以上事業を営む事業者であること。ただし、個人事業主及び組合は対象としない。
 - (2) 日本から日本国内において製造した製品の輸出を希望していること。
 - (3) 原則、製造業を対象とするが、主たる事業が卸売・小売業、サービス業、情報通信業等の場合で、一事業として自社製品の企画・開発・製造（国内委託加工含む）を国内で行っており、その製品について海外市場開拓を希望する場合は対象とする。
 - (4) 輸出希望先国に販売代理店や駐在員事務所などを有していないこと。ただし、支援対象事業者の決定を受けた者のうち、はじめて当該決定を受けた事業年度以降に輸出希望先に販売代理店や駐在員事務所を有した場合はこの限りではない。
 - (5) 横浜市（以下「市」という。）に対する税金その他の債務の滞納がないこと。また財団に対する債務の滞納がないこと。
- 2 第4条による支援対象事業者の決定を受けた者は、当該決定を受けた事業年度の翌年度以降においても次条の申請をすることができる。ただし、支援の期間は、市の実施する平成23年度～25年度横浜市中小企業海外販路開拓事業及び平成26年度～29年度横浜市中小企業海外市場開拓支援事業と通算して、原則最大3年度とする。
- 3 次の各号に掲げるものは、支援の対象としない。
- (1) 横浜市暴力団排除条例（平成23年12月横浜市条例第51号。以下「条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、条例第2条第4号に規定する暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）、条例第2条第5号に規定する暴力団経営支配法人等又は条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者
 - (2) 神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）第23条第1項又は第2項に違反している事実があると認められる者

(支援対象事業者の申請)

第3条 支援対象事業者の申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は、次に定める書類を理

事長に提出するものとする。ただし、支援対象事業者の決定を受けた者が、当該決定を受けた事業年度の翌年度に申請をする場合は(3)と(4)を直近年度の決算終了後に速やかに提出するものとする。

- (1) 中小企業海外市場開拓支援事業支援対象事業者選定申請書（第1号様式）
- (2) 中小企業海外市場開拓支援事業同意書（第1号様式の2）
- (3) 直近3営業年度分の貸借対照表、損益計算書、製造原価報告書、販売費及び一般管理費の明細の写し並びに人員表（ただし、本事業のため既に提出したものについては省略することができる。）
- (4) 直近1年分の法人市民税、事業所税、固定資産税及び都市計画税の納税証明書（法人市民税が非課税の場合は滞納がない証明書）
- (5) 非課税確認同意書（事業所税、固定資産税及び都市計画税において非課税の税目がある場合）（第1号様式の3）
- (6) 暴力団排除に関する誓約書（第1号様式の4）
- (7) 会社概要、製品カタログ及び製品価格表
- (8) その他理事長が必要とする書類

2 理事長は、必要に応じ申請者又は次条の選定の決定を受けた者が、第2条第3項各号のいずれかに該当するか否かを神奈川県警察本部長に対して確認することができる。

（事業者の選定）

第4条 理事長は、前条の申請を受理したときは、その内容を審査し、第2条に定める要件に適合するものを支援対象事業者として予算の範囲内で決定し、中小企業海外市場開拓支援事業支援対象事業者選定通知書（第2号様式）により通知し、その他のものについては中小企業海外市場開拓支援事業支援対象事業者非選定通知書（第3号様式）により通知するものとする。

2 本事業による支援期間は、選定を受けた日の属する年の4月1日から翌年の3月31までの間で、前項の通知書で定める期間とする。

（支援対象事業者への海外市場開拓支援）

第5条 財団は、支援対象事業者の海外市場開拓を支援するため、予算の範囲において、輸出アドバイス支援を実施するものとする。アドバイス支援者は原則として横浜ビジネスエキスパートとする。ただし、支援対象事業者の申請内容に応じて、横浜ビジネスエキスパート以外の専門家も支援を担当できることとする。

2 前項に掲げる事業の実施について必要な事項は、別に定める。

（記載事項の内容の変更）

第6条 支援対象事業者において、第3条に定める申請書等の記載内容に変更が生じた場合は、速やかに中小企業海外市場開拓支援事業変更申請書（第4号様式）を理事長に提出しなければならない。

（申請の取下げ）

第7条 申請者は、支援の中止を希望する場合や事業の計画の変更等により第2条の要件を満たさない場合は、速やかに申請の取下げを申請する。

くなった場合は、速やかに、中小企業海外市場開拓支援事業申請取下げ書（第5号様式）を理事長に提出しなければならない。

2 理事長は、前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る支援を中止するとともに、次条に定める手続を行う。

(選定の取消)

第8条 理事長は、支援対象事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、その選定を取り消すことができる。

- (1) 第3条の申請に虚偽又は誤りがあった場合
- (2) 支援対象事業者が申請内容に沿って事業を行っていないと認める場合
- (3) 選定後に第2条の要件に該当しなくなった場合
- (4) 支払い停止又は破産、和議開始、会社更生手続開始、会社整理開始又は特別清算開始の申立、手形交換所の取引停止処分その他経営上の事由で申請内容に沿って事業を行うことが困難と認められる場合
- (5) 公序良俗に反する行為のほか、反社会的・反経済的行為があると認められる場合
- (6) 前条第1項の規定に基づき申請の取下げがあった場合

2 前項の選定の取消により損失が生じたときは、その損失は支援対象事業者の負担とする。

3 理事長は、第1項の取消をしたときは、中小企業海外市場開拓支援事業支援対象事業者選定取消通知書（第6号様式）をもって当該事業者に通知するものとする。

(報 告)

第9条 理事長は、必要があるときは、支援対象事業者に対し事業成果等について報告を求めることができる。

(支援対象事業者等の公表)

第10条 理事長は、必要があるときは、支援対象事業者、事業成果及び支援内容の概要について公表することとする。

(横浜市との連携事項)

第11条 平成26年度～29年度までに市が実施した横浜市中小企業海外市場開拓支援事業（以下「従前実施事業」という。）については、本要綱により財団がこれを引き継ぐものとする。

2 本事業の実施に際し、市内中小企業の海外市場開拓の総合的かつ効果的な支援のため、第4条に規定する事業者の選定、第5条に規定する支援対象事業者への海外市場開拓支援、第9条に規定する報告及び第10条に規定する支援対象事業者等の公表に係る事項については、必要に応じて、市と連携してこれを実施するものとする。

3 本事業の実施に係る企業等の情報（別表に掲げる企業情報に限る。また、従前実施事業の情報を含む。）については、財団及び市は、相互に協力して情報提供するなどその共有を行うものとする。

4 前項の企業等情報については、本事業の実施に関して必要な範囲で使用するものとし、法令に基づくもののか、第三者に提供する際には、財団及び市相互で協議の上で提供の可否を決定するものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項は事務局長が別に定める。ただし、前条に規定する市と連携して行う事項については、あらかじめ市と協議の上これを定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年3月29日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表（第11条）

(1) 要綱第3条の規定による支援対象事業者の申請書類
(2) 専門家に関する情報（面談で決定するまでの候補者に関する情報を含む。）
(3) 仕様書等に基づく年間アドバイス計画、月間業務報告書・個別業務報告書、年間業務報告書及びこれらに類する書類
(4) 成果等把握のために実施するアンケート等による情報

第1号様式（第3条第1号）

年　月　日

(申請先)

公益財団法人 横浜企業経営支援財団
理事長

申請者 所在地
名 称
代表者職名
氏名 印

中小企業海外市場開拓支援事業支援対象事業者選定申請書

中小企業海外市場開拓支援事業実施要綱第3条の規定に基づき、支援対象事業者の選定を受けたいので関係書類を添えて申請します。

1 企業データ

会社名			
ホームページ URL			
住所及び連絡先	住所：〒 TEL : FAX :		
担当者（役職・氏名）			
担当者連絡先	TEL : E-mail アドレス :		
主力製品			
資本金/従業員数/総売上高	千円 /	人 /	千円
大企業による議決権の保有	無し	・ 有り (法人名・保有割割 :	・ (%)
設立年月日			
自社工場の有無	無し (製造元及び国名 :) 有り (所在地 :)		
生産形態			
輸出担当者の有無 (他の社員が兼務している場合を含む)	無し ・ 有り (人数 :)		
海外ビジネス経験 (輸出・直接輸出 (具体的な国名 :))			

技術供与・対外投資等)	間接輸出(具体的な国名:)
	その他()
海外の拠点・代理店の有無	無し・有り(国名:)
輸出額(単位:千円) (過去3営業年度)	年度
	年度

2 海外展開事業概要及び輸出希望製品データ

アドバイス支援を希望する輸出希望製品/ 国内卸価格	/ 円
輸出希望国・地域(2 カ国まで)とその理由	国・地域: 理由(輸出販売ターゲットやニーズ等):
輸出希望製品における海外展開の事業目標	(1) 定性目標(例:○○国で優良なパートナーを開拓し代理店契約を結び、現地での地位と基盤を確立し、定期的な輸出をする) (2) 定量目標(例:年間輸出売上高○千万円、年間受注件数○件)
輸出希望製品の海外市場における特徴、ニーズ	<優れた独自の品質、技術、サービスなど、競合との差異、将来性について>
国内及び海外で特許を保有している場合、どの部分が特許となっているか	

輸出希望製品の国内販売実績等	<シェア、売上高、通算販売年数、販売開始年、生産量など>
輸出希望製品に係る海外からの引き合いの有無	無し 有り(国・地域名、業種など:)
本事業に申請する主要な目的、期待する支援等	

第1号様式の2（第3条第2号）

年　月　日

(提出先)

公益財団法人 横浜企業経営支援財団

理事長

提出者	所在地
名 称	
代表者職名	
氏名	印

中小企業海外市場開拓支援事業同意書

中小企業海外市場開拓支援事業実施要綱（以下「要綱」という。）第3条の規定に基づき、支援対象事業者の申請をするにあたり、以下の項目について確認のうえ、同意いたします。

1 取引実施の判断について

本事業を利用した取引等は自社の判断と責任のもとに行っていただきます。横浜企業経営支援財団（要綱第11条の規定により連携して実施する場合における横浜市を含む。）及び事業受託者、専門家による情報提供・助言等に関し、横浜企業経営支援財団（要綱第11条の規定により連携して実施する場合における横浜市を含む。）及び事業受託者、専門家は、貴社に損害等が生じた場合の責任を一切負わないものとします。横浜企業経営支援財団（要綱第11条の規定により連携して実施する場合における横浜市を含む。）及び事業受託者、専門家が国内外で提供した支援対象事業者の情報等が不正に使用された場合も同様とします。

2 支援対象外費用

支援対象事業者は、本事業による支援を受けるために企業側で必要な交通費、通信費などの費用を負担するとともに、企業の希望により、専門家が展示商談会等に同行してアドバイスを行う場合には、専門家に係る必要な入場料、交通費その他の特別な費用は、企業の負担とします。

3 輸出体制の整備等の取組

支援対象事業者には、輸出体制の整備等に取り組んでいただく必要があります。

4 必要書類の提出等

支援メニューの実施にあたり、別途事業報告書など必要な書類を提出していただくことがあります。

5 報告義務

支援対象事業者には、支援期間中及び支援終了後に、事業に関連した報告書類を提出していただくことがあります。

6 アンケートの実施

より良い事業とするため、支援対象事業者を対象としたアンケートを実施いたしますので必ず回答してください。

7 企業名等の公表

支援対象事業者の概要（企業名・製品名・所在地など）、支援内容、本事業の成果（海外展示商談会の出展、実施した商談及び成約内容の概要等）について、横浜企業経営支援財団（要綱第11条の規定により連携して実施する場合における横浜市を含む。）又は事業受託者が公表することができます。

8 個人情報の取扱

本事業において取得した個人情報は、財団個人情報の保護に関する規程（要綱第11条の規定により連携して実施する場合には、横浜市個人情報の保護に関する条例（平成17年条例第6号））に沿って適正に取り扱い、本事業実施並びに横浜企業経営支援財団、横浜市及び事業受託者からの今後の情報提供等のために利用させていただきます。

第1号様式の3（第3条第5号）

（＊下記の税につき、非課税の場合のみ提出してください）

年　月　日

非　課　税　確　認　同　意　書

(提出先)

公益財団法人 横浜企業経営支援財団

理事長

提出者

所在地

名 称

代表者職名

氏名

印

該当の有無 (非課税の場合は ○)	税 目
	事 業 所 税
	固定資産税及び都市計画税

*法人市民税については、非課税の場合は「滞納がない証明書」を提出してください。

上記税目について、課税がされていないことを申告します。

また、上記税目について、滞納がないことを確認するため、本様式に記載された情報を横浜市財政局税務課に照会することについて、同意します。

事業所名	所在地

*横浜市市内に所在するすべての事業所（事務所、店舗、工場など）について記載してください。

*記載欄が不足した時は適宜追加してください。

第1号様式の4（第3条第6号）

年　月　日

(提出先)

公益財団法人 横浜企業経営支援財団

理事長

提出者	所在地
名 称	
代表者職名	
氏名	印

暴力団排除に関する誓約書

中小企業海外市場開拓支援事業に参画する全ての者は、下記の（1）から（5）までのいずれにも該当しません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、選定の取消等、当方が不利益を被ることになっても、異議は一切申立てません。

記

中小企業海外市場開拓支援事業の支援対象事業者として不適当な者

（1） 横浜市暴力団排除条例（平成23年12月横浜市条例第51号。以下「条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、条例第2条第4号に規定する暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）、条例第2条第5号に規定する暴力団経営支配法人等又は条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者

（2） 神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）第23条第1項又は第2項に違反している事実があると認められる者

（3） 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

（4） 役員等が暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

（5） 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき

第2号様式（第4条第1項）

横企国際第 号
年 月 日

様

公益財団法人 横浜企業経営支援財団
理事長 印

中小企業海外市場開拓支援事業支援対象事業者選定通知書

年 月 日に申請のありました件につきまして、審査の結果、 年度 中小企業海外市場開拓支援事業支援対象事業者として選定します。

1 法人名

2 選定期間

(留意事項)

第3号様式（第4条第1項）

横企国際第 号
年 月 日

様

公益財団法人 横浜企業経営支援財団
理事長 印

中小企業海外市場開拓支援事業支援対象事業者非選定通知書

年 月 日に申請のありました件につきまして、審査の結果、選定されませんでしたので、通知します。

1 法人名

2 理由

第4号様式（第6条）

年　月　日

(申請先)

公益財団法人 横浜企業経営支援財団

理事長

(申請者)

所在地 〒

名 称

代表者職名・氏名

印

担当者職名・氏名

連絡先電話番号

メールアドレス

中小企業海外市場開拓支援事業変更申請書

年　月　日　　第　　号に選定通知を受けた中小企業海外市場開拓支援事業について、次のとおり内容を変更したいので、中小企業海外市場開拓支援事業実施要綱第6条に基づき申請します。

1 変更の内容

2 変更の理由

第5号様式（第7条第1項）

年　月　日

(申請先)

公益財団法人 横浜企業経営支援財団

理事長

(申請者)

所在地 〒

名 称

代表者職名・氏名

印

担当者職名・氏名

連絡先電話番号

メールアドレス

中小企業海外市場開拓支援事業申請取下げ書

年　月　日　　第　　号に選定通知を受けた中小企業海外市場開拓支援事業について、中小企業海外市場開拓支援事業実施要綱第7条に基づき申請を取下げます。

1 取下げの理由

第6号様式（第8条第3項）

横企国際第 号
年 月 日

様

公益財団法人 横浜企業経営支援財団
理事長 印

中小企業海外市場開拓支援事業支援対象事業者選定取消通知書

今年度の中小企業海外市場開拓支援事業支援対象事業者として選定した件につきまして、次のとおり選定を取り消しましたので、中小企業海外市場開拓支援事業実施要綱第8条の規定に基づき通知します。

1 法人名

2 取消の理由